

令和 7 年 9 月 1 6 日
在シンガポール日本国大使館

シンガポールにおける電子たばこ規制について

本年 9 月 1 日より、当地における電子たばこに係る規制（罰則）が以下のとおり強化されました。日本において販売されている一般的な電子たばこも今般の規制強化の対象となっています。当地における電子たばこの所持・使用・持込みは従来禁止されていますが、特に規制が強化された直近では当局による取締りが強化されていることも踏まえ、トランジットでお越しの際も含めて電子たばこの持込み・所持・使用を控えるよう十分ご注意ください（既に邦人が当局に拘束される事案も発生しています）。

- 電子たばこ使用者には以下の罰則が科されます。
 - ・ 1 回目の違反：最大 7 0 0 シンガポールドルの罰金
 - ・ 2 回目の違反：3 か月のリハビリテーションプログラムへの参加
 - ・ 3 回目以降の違反：最大 2, 0 0 0 シンガポールドルの罰金
- ※ エトミデートを含有する電子たばこを使用した場合、上記に加えてリハビリテーションプログラムへの強制参加等が科されます。なお、エトミデートについては日本国内においても承認されていません。
- エトミデートを含有する電子たばこを輸入・販売等した場合、最長 2 0 年の禁固刑及び最大 1 5 回の鞭打ち刑が科されます。
- 電子たばこを使用した外国人には以下の罰則が科されます。
 - ・ 1 回目の違反：電子たばこの没収及び最大 7 0 0 シンガポールドルの罰金
 - ・ 複数回の違反：【短期滞在者】将来的な当地への入国禁止
【長期滞在者】電子たばこの没収及び最大 7 0 0 シンガポールドルの罰金、3 回目の違反をもって当地からの国外退去・パス（在留資格）の没収・将来的な当地への入国禁止
 - ・ エトミデートを含有する電子たばこの使用：当地からの国外退去・パス（在留資格）の没収・将来的な当地への入国禁止

<電子たばこ規制等について（当地政府サイト）>

<https://www.gov.sg/stopvaping#743b3a578cf99d2ca10d8a9f2f5bfc98>

<（参考）当地におけるたばこの持込み規制等について（当地政府サイト）>

<https://www.hsa.gov.sg/tobacco-regulation/overview>